

## 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省年金局事業管理課

### 1. 改正の趣旨

- 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）が改正され、令和 6 年 3 月 1 日以降、順次、各種行政手続において、個人番号制度のために作られた情報提供ネットワークシステムを通じて戸籍関係情報（本人情報、親子関係、婚姻関係等）を確認すること（以下「戸籍関係情報の連携」という。）が可能となった。
- また、個人番号による情報連携を行う場合は、番号法の規定により、情報連携により提供された個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を省略することが可能とされている。
- 今般、公的年金関係の手続においても戸籍関係情報の連携を開始し、番号法の規定による戸籍謄本等の添付書類の省略を可能とするため、戸籍謄本等の添付を要する届書のうち配偶者又は子の個人番号が記載事項に含まれていないものについて、記載事項として個人番号を追加する改正を行う。

### 2. 改正の概要

- 以下の省令で規定する戸籍謄本等の添付を要する届書のうち、配偶者又は子の個人番号が記載事項に含まれていないものについて、記載事項として配偶者又は子の個人番号を追加する改正を行う。
  - ・ 厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）
  - ・ 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）
  - ・ 国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和 61 年厚生省令第 17 号）
- その他所要の改正を行う。

### 3. 根拠条項

- ・ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 98 条第 3 項及び第 101 条
- ・ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 105 条第 3 項及び第 110 条

### 4. 施行期日等

- 公布日：令和 6 年 10 月下旬（予定）
- 施行期日：令和 6 年 11 月 1 日